

介護保険負担限度額認定申請について

介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）に入院または入所する場合や、短期入所サービス(ショートステイ)を利用する際、所得や預貯金の額等が一定の条件を満たす方は、介護保険負担限度額認定証を施設等に提示することで、食費や部屋代の軽減が受けられます。

【利用者負担段階と負担限度額】

利用者 負担段階	対象者		部屋代の負担限度額（日額）				食費の負担限度額（日額）	
	所得の状況	預貯金等の資産の状況	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	(特養等)380円 (老健・療養等)550円	0円	300円	300円
	世帯 全員が が 住民 税 非 課 税	老齢福祉年金受給者の方			(特養等)480円 (老健・療養等)550円			
第2段階	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万9,000円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	(特養等)480円 (老健・療養等)550円	430円	390円	600円
	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万9,000円超120 万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下			(特養等)880円 (老健・療養等)1,370円			
第3段階 ①	前年の合計所得金額+年金 収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	(特養等)880円 (老健・療養等)1,370円	430円	1,360円	1,300円
第3段階 ②	前年の合計所得金額+年金 収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下			(特養等)880円 (老健・療養等)1,370円			

【認定を受けるには】

食費や部屋代の軽減を受けるには申請が必要です（申請により、認定証を交付します）。

※申請した月の初日（1日）に遡っての認定となります。前月以前の分は、遡って軽減を受けることはできませんのでご注意ください。

【認定要件】

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 本人および世帯全員が市町村民税非課税であること。
- 配偶者（世帯分離している場合も含む）がいる場合は、配偶者が市町村民税非課税であること。
- 預貯金、有価証券等の合計金額が、預貯金基準（上記の表）の範囲内であること。

【申請書の添付書類】

本人及び配偶者の通帳等の写し（配偶者がいない場合は、本人のみ）

※通帳等は、銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と、申請日の直近2か月前までの口座残高のわかる部分の写しが必要です。

※通帳等を複数保有している場合は、すべての通帳等の写しを添付してください。

裏面もご覧ください

【預貯金等の種類】

※預貯金等の範囲は下記のとおりです。

預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債等）、投資信託、タンス預金 等
※負債（住宅ローン等）がある場合は預貯金等の額と相殺しません（家業の経営等に使用している借入れや、税等の滞納は負債に含みません）。

※生命保険、自動車、貴金属（宝石、時計等）、ゴルフ場の会員権、その他の動産（絵画、骨董品、家財等）等は、預貯金等に含まれません（対象外）。

預貯金等の種類	添付書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	なし（自己申告）
負債	借用証書等

【注意事項】

○申請の結果、介護保険負担限度額認定となった場合、介護保険負担限度額認定証は、在宅サービス利用者の場合は担当ケアマネージャーへ、施設入所（入院）者の場合は施設へ直接送付します。

○軽減を受けられるのは、介護認定のある方が介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）に入院または入所か、ショートステイを受ける場合です。その他の施設等（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護）では利用できません。

○認定証は毎年8月に更新となります（毎年更新申請が必要です）。なお、世帯や所得状況等の変更により、更新の際に軽減を受けられなくなることもあります。

○預貯金の虚偽申告等により不正に介護保険負担限度額認定を受けた場合には、不正に受給した額に加え、不正に受給した額の2倍以下の加算金が徴収されることがあります。

射水市役所 介護保険課 介護保険管理係
〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1
TEL : 0766-51-6627